

# 高齢者の安気づくりのために



市は、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けるまちづくりを進めるため、高齢者福祉と介護保険の事業計画を3年ごとに策定しています。第6期（平成27年度～29年度）の計画を策定しましたので、その概要と改定した介護保険料についてお知らせします。

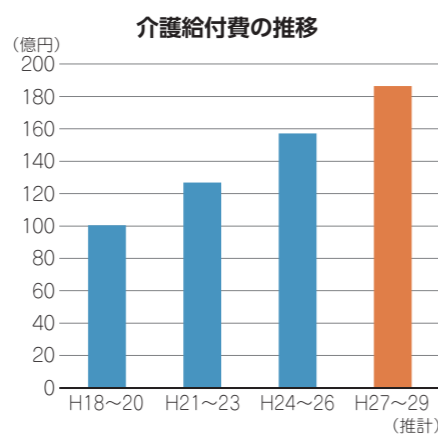
高齢者の安気づくりのために

## 第6期高齢者福祉・介護保険事業計画の基本目標

1. 地域の特性に応じて、地域内で支え合い助け合いができる地域づくり  
地域内の支え合い活動が活性化するように助成制度の創設、地区社会福祉協議会の活性化などにより、地域における生活支援サービスの創出を支援します。
  2. いつまでも健康で、生きがいを持って暮らせる地域づくり  
生涯学習活動への支援、地域支援愛ポイント制度など生きがいづくりを推進します。また、健康づくりのための拠点整備、健康体操による介護予防など健康づくりを推進します。
  3. 支援が必要な人に過不足のない適切なサービスが提供できるまちづくり  
在宅介護サービスや地域密着型介護サービスの充実、介護予防事業の実施、生活支援サービスの体制整備、在宅医療と介護の連携、認知症施策の推進などに積極的に取り組みます。
- 計画では、第6期の介護サービスに係る費用（給付費）を推計し、65歳以上の人が納める介護保険料での負担割合（給付費の22%）から介護保険料を定めています。

第6期の介護給付費は、要介護認定者の増加などに伴い約187億円と推計しています。

一方、介護保険料の決定にあたり、低所得の人（第1段階）の保険料軽減、中間所得層（第6～8段階）の保険料率の低減、所得に応じた保険料とするための所得段階の多段階化などを実施して、各所得段階の保険料を定めています。（14ページ参照）

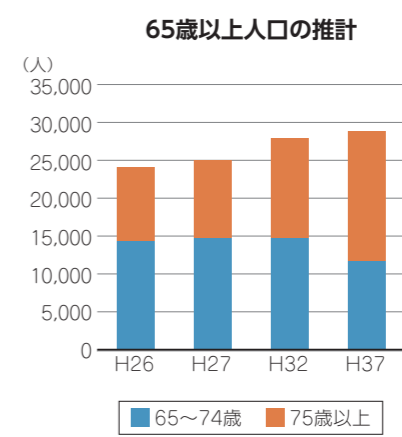


## 介護サービスの主な変更点

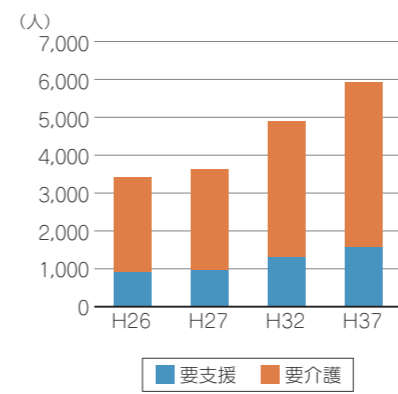
- ① 特別養護老人ホーム新規入所者の重点化（平成27年4月～）  
新規入所の要件が、「要介護1以上」から原則「要介護3以上」になります。  
より介護の必要性の高い人に重点化するための変更です。既に入所している人や一定の要件に該当する人には適用されません。

## 市の人口構成

10年後（平成37年）の65歳以上人口は、約2万8900人、その中でも75歳以上人口は、現在より約76%増えて約1万7000人になると予測され、介護が必要となる人の増加が懸念されます。

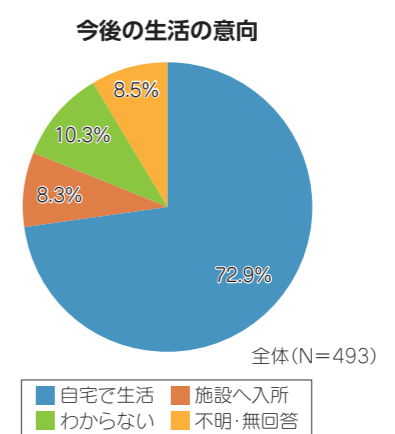


## 要介護認定者数の推計



住み慣れた地域で暮らし続けたい  
平成25年度に実施した「高齢者の生活に関するアンケート調査」で今後の

生活の意向を尋ねたところ、在宅サービス利用者の約7割が自宅で継続して生活していくことを望んでいることがわかりました。

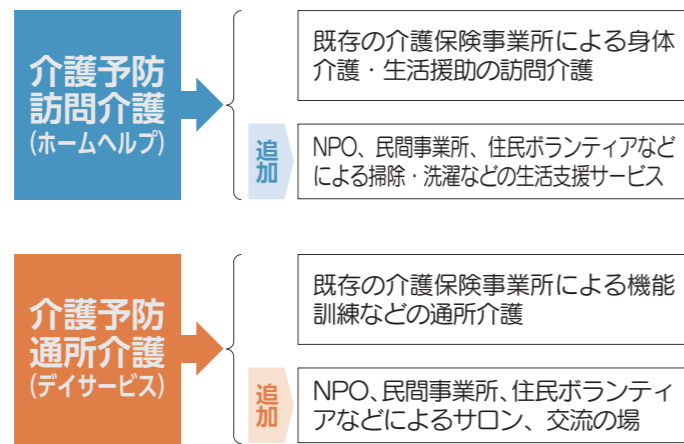


## 健康で安気に住らせる地域づくり

誰もが毎年年齢を重ね、それまで平気であったこともできなくなってきたり、健康の維持と介護予防が大切です。そして、仮に介護が必要になっても安気に住らし続けられるような環境整備が不可欠です。そのため、地域における支え合い（生活支援サービス）を充実させること、そして、介護・医療・地域が連携しながら支援が必要な高齢者を見守っている仕組み（地域包括ケアシステム）づくりが必要です。

計画では、このための基本目標を次のように定めて事業を推進していきます。

- ② 訪問介護・通所介護サービスが市の事業になります（平成28年4月～）  
要支援認定者が利用する介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）と介護予防通所介護（デイサービス）について、今までのサービスに加えて、NPOや民間事業者などによる各種サービスの利用も可能となります。



## 介護サービス利用負担の主な変更点

- ① 介護サービス利用者の負担割合（平成27年8月～）  
これまで一律1割だった介護サー

スの利用者負担について、一定以上の所得がある人（※）の利用者負担割合が2割に引き上げられます。要介護認定を受けている人には負担割合証を7月に送付します。

※本人の合計所得金額が160万円以上（年金収入のみの場合、年収280万円以上）の人（特例あり）。

- ② 高額介護サービス費の上限（平成27年8月～）  
介護サービスの利用者負担額が1カ月で3万7200円（所得段階で上限額が異なります）を超えた場合、超えた分が払い戻される高額介護サービス費の上限が変わります。

- ③ 特定入所者介護サービス費（平成27年8月～）  
施設サービスや短期入所サービスを利用する場合の食費や居住費は自己負担ですが、市民税非課税世帯など低所得の人については限度額を超える分が保険給付されます。今回の改正では、世帯が別であっても、配偶者がいる場合は配偶者の所得も勘案することになります。また一定の預貯金などを有する場合は対象外となります。

問合せ先 高齢福祉課



## ●新しい介護保険料

- 第6期の介護保険料（月額）が、基準所得段階で 4,900 円から 5,200 円に変わります。
- 5,200 円（月額）を基準段階として、所得・課税状況により分かれる各段階の保険料は以下のとおりです。

### 65 歳以上の人（第 1 号被保険者）の介護保険料（平成 27 年度～ 29 年度）

所得段階	所得などの条件		保険料率	介護保険料 (月額)
第 1 段階	市民税非課税 世帯	・生活保護を受給している人 ・老齢福祉年金を受給している人 ・本人の「合計所得金額＋課税年金収入額」が 80 万円以下の人	(0.50) 軽減により 0.45	(2,600 円) 軽減により 2,340 円
第 2 段階		・本人の「合計所得金額＋課税年金収入額」が 80 万円を超え 120 万円以下の人	0.65	3,380 円
第 3 段階		・本人の「合計所得金額＋課税年金収入額」が 120 万円を超える人	0.70	3,640 円
第 4 段階	市民税課税 世帯	本人は市民税非課税で、本人の「合計所得金額 ＋課税年金収入額」が、80 万円以下の人	0.85	4,420 円
第 5 段階 (基準段階)		本人は市民税非課税で、本人の「合計所得金額 ＋課税年金収入額」が、80 万円を超える人	1.00	5,200 円
第 6 段階	本人に市民税が 課税されている こと	本人の合計所得金額が 125 万円未満の人	1.10	5,720 円
第 7 段階		本人の合計所得金額が 125 万円以上 200 万円 未満の人	1.20	6,240 円
第 8 段階		本人の合計所得金額が 200 万円以上 290 万円 未満の人	1.45	7,540 円
第 9 段階		本人の合計所得金額が 290 万円以上 400 万円 未満の人	1.50	7,800 円
第 10 段階		本人の合計所得金額が 400 万円以上 500 万円 未満の人	1.65	8,580 円
第 11 段階		本人の合計所得金額が 500 万円以上 600 万円 未満の人	1.70	8,840 円
第 12 段階		本人の合計所得金額が 600 万円以上 700 万円 未満の人	1.80	9,360 円
第 13 段階		本人の合計所得金額が 700 万円以上 800 万円 未満の人	1.85	9,620 円
第 14 段階		本人の合計所得金額が 800 万円以上 900 万円 未満の人	1.90	9,880 円
第 15 段階		本人の合計所得金額が 900 万円以上 1,000 万 円未満の人	1.95	10,140 円
第 16 段階		本人の合計所得金額が 1,000 万円以上 1,500 万円未満の人	2.00	10,400 円
第 17 段階	本人の合計所得金額が 1,500 万円以上の人	2.20	11,440 円	